＜資料3＞

令和4年度第1回
徳島県薬事審議会

「知事指定薬物」の指定状況について

令和4年10月27日

「徳島県薬物の濫用の防止に関する条例」

＜知事指定薬物の指定の迅速処理＞

第16条（知事指定薬物の指定）

1　知事は、危険薬物のうち、現に県の区域内において濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものであって人の身体に使用された場合に人の健康に危害が生じると認められるものを指定することができる。

2　知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、徳島県薬事審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、あらかじめ徳島県薬事審議会の意見を聴くいとまがないとき。

二　薬物の濫用を防止するための規制を定める都道府県の条例であって規則で定めるものに基づき、前項の規定による指定に相当する指定がなされたとき。

＜知事指定薬物の指定の迅速処理＞

(条例第十六条第二項第二号の規則で定める都道府県の条例)

第七条　条例第十六条第二項第二号の規則で定める都道府県の条例は、次に掲げるものとする。

一　東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)

二　大阪府薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十四年大阪府条例第百二十三号)

徳島県知事指定薬物に指定することとする。

第16条（知事指定薬物の指定）

3　前項ただし書の場合においては、知事は、第1項の規定による指定を行った後、速やかに、その旨を徳島県薬事審議会に報告するものとする。

施行・知事指定の状況

H24.12.21　条例の施行

これまで（R4.3.25）に延べ156物質を指定（報告済）

● 今回報告する指定薬物（前回審議会以降に指定したもの）

告　示	指　定　数	
R4. 7. 4	3	指定の迅速処理
R4. 9. 5	3	

⇒6物質を指定

※現在はすべて失効（現在指定数　0物質）

⇒「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）による「大臣指定薬物」に指定されたため。

② 指定薬物について R4.7.4

	化学名	通称名	構造式	化学構造等	中枢神経系への作用	他国での規制	流通・使用実態
1	2－(エチルアミノ)－2－(3－メチルフェニル)シクロヘキサン－1－オン	DMXE Deoxymethoxetamine	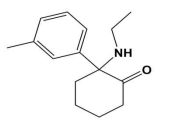	麻薬及び指定薬物に類似	生体影響試験の結果、生体影響が認められる ・中枢神経症状及び自律神経症状あり ・5-HT,DA,NA作動性神経系への作用あり	ハンガリー フィンランド	国内外流通あり
2	N, N－ジエチル－2－[[5－ニトロ－2－(4－ブロポキシフェニル)メチル]－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル]エタナミン	Protonitazene	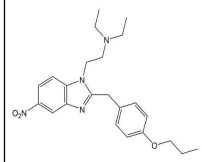	麻薬及び指定薬物に類似	生体影響試験の結果、生体影響が認められる ・中枢神経症状及び自律神経症状あり ・5-HT,DA,NA作動性神経系への作用あり	アメリカ合衆国 ハンガリー	海外流通あり
3	1－(シクロプチルメチル)－N－(2－フェニルプロパン－2－イル)－1H－インドール－3－カルボキサミド	CUMYL－CBMICA	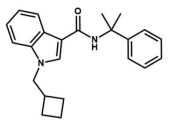	指定薬物に類似	生体影響試験の結果、生体影響が認められる ・中枢神経症状及び自律神経症状あり	ドイツ スウェーデン	海外流通あり

指定の理由
人体に使用することにより、精神に興奮等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

② 指定薬物について R4.9.5

	化学名	通称名	構造式	化学構造等	中枢神経系への作用	他国での規制	流通・使用実態
1	1－(シクロプチルメチル)－N－(2－フェニルプロパン－2－イル)－1H－インダゾール－3－カルボキサミド	CUMYL-CBMINACA	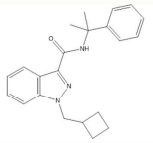	指定薬物に類似	生体影響試験の結果、生体影響が認められる ・中枢神経症状及び自律神経症状あり	スウェーデン フィンランド ドイツ セルビア	海外流通あり
2	[(2S, 4S)－2, 4－ジメチルアゼチジン－1－イル][(8R)－6－メチル－9, 10－ジデヒドロエルゴリン－8－イル]メタノン	LSZ LA-SS-Az	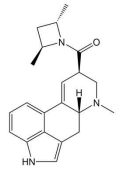	麻薬及び指定薬物に類似	生体影響試験の結果、生体影響が認められる ・中枢神経症状及び自律神経症状あり ・5-HT,DA,NA作動性神経系への作用あり	スウェーデン フィンランド	海外流通あり
3	1－(4－フルオロ－3－メチルフェニル)－2－(ピロリジン－1－イル)ペンタン－1－オン	4-fluoro-3-methyl-α-PVP MFPVP	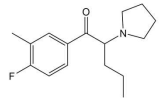	麻薬及び指定薬物に類似	生体影響試験の結果、生体影響が認められる ・中枢神経症状及び自律神経症状あり ・5-HT,DA,NA作動性神経系への作用あり	フィンランド シンガポール	海外流通あり

指定の理由
人体に使用することにより、精神に興奮等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため。

施行・知事指定の状況

近年の指定状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (R4.10.1現在)
指定数	14	15	17	16	6
指定回数	5	5	4	5	2

施行・知事指定の状況

H24.12.21　条例の施行
現在までに延べ162物質を指定

すべて医薬品医療機器等法の大臣指定薬物等に指定されたため，失効している。(現在指定数　0物質)

第十七条　前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一号から第六号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

※第二条第六号　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十五項に規定する指定薬物(以下「大臣指定薬物」という。)